

宿泊事業者経営力強化支援事業費補助金 実施要領

（通則）

第1条 宿泊事業者経営力強化支援事業費補助金の交付については、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）及び秋田県観光文化スポーツ部観光戦略課関係補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（目的）

第2条 物価高騰等により、宿泊業を取り巻く経営環境が厳しい状況にあることから、宿泊事業者が行う冬季宿泊客の増加やインバウンド誘客の促進等を目的とした宿泊サービスの高付加価値化等に向けた取組を支援し収益改善や従業員の安定確保等を図る。

（補助対象事業者）

第3条 補助金の交付対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、次条の施設において、第5条第1項に定める事業を自らの費用負担で実施する者をいう。

- 2 補助対象事業者は、原則として旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けた者とする。
- 3 国又は地方公共団体は、補助対象事業者となることができない。

（補助対象施設）

第4条 補助金の交付対象となる施設（以下「補助対象施設」という。）は、秋田県内において、旅館業法第3条第1項の許可を受けて、同法第2条第2項又は第3項の営業を行っている、又は同法の許可を受け営業を行うことが予定されている施設とする。ただし、国又は地方公共団体が所有する施設、地方公共団体等の出資比率が25%を超える法人が所有する施設及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号の施設（これに類するものを含む。）は補助対象としない。

- 2 補助対象施設は、実績の報告時点において、Google ビジネスプロフィールへの登録が完了していなければならない。

（補助対象事業等）

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象施設若しくはこれに付随する施設の新設又は改修（経年劣化等による改修や修繕、設備更新を除く。ただし、第4号に掲げる事業についてはこの限りでない。）にかかるもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 冬季宿泊客の増加やインバウンド誘客の促進等を目的とした施設整備（高付加価値化枠）
- 二 人材確保に資する施設整備（人材確保枠）
- 三 宿泊施設新設等に係る備品購入（新規開業枠）
- 四 宿泊施設の環境改善に資する整備（環境改善枠）

- 2 補助金の交付対象となる事業は、国、県、市町村又は（一社）秋田県観光連盟等が実施する他の補助制度と重複しないものとする。
- 3 前項の規定にあって、市町村が実施する上乘せ補助事業については、この限りではない。
- 4 補助金は、第1項の事業を行うために必要な経費（以下「補助対象経費」という。）であって、知事が必要かつ適当と認めるものについて予算の範囲内で交付する。

（補助金の額等）

第6条 補助対象経費に占める補助金の割合（以下「補助率」という。）は、補助対象経費の2分の1以内で、補助金の上限額は前条第1項第1号の事業が750万円、同項第2号の事業は600万円、同項第3号の事業は500万円、同項第4号の事業は100万円とする。ただし、同項第1号の事業のうち、次の各号全てに該当するものは、上限額を1,500万円とする。

- 一 高単価客層等をはじめとした新たな客層の誘客に資する特別感のある客室、空間、体験等を創出する取組であること。
 - 二 大人一人あたり平均宿泊単価 概ね50,000円（令和12年度）程度の数値目標を設定すること。
 - 三 補助対象経費が2,000万円を超える事業であること。
 - 四 別に定める審査において、3分の2以上の審査委員から「上限額増額の妥当性」欄において「認める」旨回答を得ること。
- 2 前条第1項第4号の事業については、補助対象経費の下限額を5万円とする。
 - 3 前2項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。また、補助対象事業者が実施する補助対象事業（以下「補助事業」という。）における消費税及び地方消費税相当額については、補助対象経費から除く。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付要綱第2条第1項に定めるところにより、別に定める期日までに、募集要項に掲げる書類を同要項に記載する窓口へ提出するものとする。

- 2 第1項の申請は施設毎に行うものとする。
- 3 同一の補助対象施設において、第5条第1項各号に掲げる事業（高付加価値化枠、人材確保枠、新規開業枠、環境改善枠）を複数組み合わせ申請することができる。
- 4 前項の規定により複数の枠を申請する場合にあっては、補助対象となる経費の内容が明確に区分されていることを要する。

（着工等の特例）

第8条 第5条第1項第4号に定める事業については、秋田県観光文化スポーツ部観光戦略課関係補助金等交付要綱（以下「交付要綱」という。）第5条第2項の規定にかかわらず、交付決定前に行われた発注、契約及び支払について、これらがいずれも令和8年4月1日以降に行われたものに限り、補助対象経費として認めるものとする。

- 2 前項の規定の適用を受けようとする者は、第7条第1項に定める申請書類に代えて、別に定める様式を提出するものとする。この場合において、当該様式の提出があったときは、交付要綱第5条第2項ただし書に規定する交付決定前着工届の提出があったものとみなす。

(補助金の交付決定)

第9条 知事は、第7条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を別に定める審査会により審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、予算の範囲内において交付決定を行い、補助金交付要綱第4条第1項に定める補助金等交付決定通知書を、採択となった事業者（以下「補助事業者」という。）に送付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第5条第1項第4号に定める事業については、申請書類の内容がこの要領の規定に適合するかどうかの審査をもって交付の可否を決定するものとする。
- 3 知事は、前項の交付決定に際して、必要な条件を附することができる。
- 4 知事は、申請書類の審査等により補助金の交付について疑義等が生じた場合、速やかに指摘事項を申請者に通知し、補正を求めるものとする。

(実績報告)

第10条 実績の報告を行う者は、募集要項に掲げる書類を同要項に記載する窓口へ提出するものとする。

- 2 第8条第2項の規定に基づき別に定める申請書類を提出した完了済事業については、実績報告書の提出を要しないものとする。

(宿泊状況報告等)

第11条 補助事業者は、事業終了後3年を経過するまで、事業計画に記載した数値目標の実績については年1回、宿泊者数については四半期毎に報告するものとする。

- 2 前項の報告にかかる様式及び提出期限は、別に通知する。

(補助金の返還)

第12条 知事は、秋田県財務規則第259条第1項によるもののほか、次の場合には補助金の返還を命ずることができる。

- 一 災害、倒産等やむを得ない事情があると知事が認めた場合を除き、補助事業者が、補助金の交付を受けた日から3年を経過するまでの間に、補助対象施設の営業を廃止又は180日を超えて休業したとき。
- 二 災害、倒産等やむを得ない事情があると知事が認めた場合を除き、第5条第1項第3号により採択を受けた事業者が、事業完了後半年以内に営業を開始しないとき。
- 三 前条第1項の報告を行わないとき又は、内容に不備があり、訂正に応じないとき。
- 四 その他この要領の規定に違反したときや申請内容等に虚偽があったとき。

(財産の管理等)

第13条 補助事業者は補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産について、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効果的な運用を図らなければならない。

(財産処分の制限等)

第14条 補助金交付要綱第9条の規定により、知事の承認を受けなければ処分することができない財産は、補助金により整備した設備等のうち、取得価格又は効用の増加価格（工事費相当額を含む）が1個又は1組50万円以上のものとし、補助金が交付された会計年度終了後5年を超えていないもの（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数が5年を超えるものについては、10年を限度に耐用年数を超えていないもの）とする。

2 知事は、秋田県財務規則第261条の規定による承認を行う際は、交付した補助金のうち処分時から前項の財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるとともに、さらに当該処分により補助事業者利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を県に納付させることができる。

(交付金の経理等)

第15条 補助事業者は、交付金についての経理を明らかにする帳簿を作成し、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(協議)

第16条 補助事業者は、自らの責めに帰さない理由により補助事業の遂行に支障が生じた場合は、その取り扱いについて、知事と協議し、承認を受けなければならない。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、この運用に関する必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和7年2月28日から施行する。

附則

この要領は、令和8年1月9日から施行する。

附則

この要領は、令和8年3月9日から施行する。

附則

この要領は、令和８年８月３日から施行する。